

議案第 9 号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。